

III 臭気指数による規制

気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅覚でその臭気を感じられなくなるまで気体又は水を希釈したときの希釈倍数を基礎として算定される「臭気指数」により規制が行われています。

1. 規制地域

(1) 尾鷲市の区域のうち

【1種区域】

林町、南陽町、上野町、中央町、朝日町、港町、中井町、栄町、中村町、古戸町、末広町、野地町、坂場町、宮ノ上町、座ノ下町、北浦町、北浦西町、北浦東町、馬越町、大字天満浦、大字行野浦、大字大曾根浦、大字向井、大字矢ノ浜、矢浜一丁目から四丁目まで、矢浜大道、矢浜真砂、矢浜岡崎町、桂ヶ丘、中川、国市松泉町、瀬木山町、小川東町、小川西町、新田町、大滝町、光ヶ丘、泉町、古戸野町、倉ノ谷町及び坂場西町の区域並びに大字南浦及び大字中井浦の次の図に示す区域

【2種区域】

大字南浦及び大字中井浦の次の図に示す区域

「次の図」は省略し、尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供しています。

(2) いなべ市の区域のうち

【1種区域】

都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づく工業地域及び工業専用地域（以下「工業地域及び工業専用地域」という。）以外の区域であって、かつ、当該区域のうち自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定に基づく国定公園を除く区域

【2種区域】

工業地域及び工業専用地域

(3) 四日市市の区域のうち

【1種区域】

都市計画法第7条の規定に基づく市街化区域とし、同法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

【2種区域】

都市計画法第7条の規定に基づく市街化区域とし、同法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域

【3種区域】

都市計画法第7条の規定に基づく市街化区域とし、同法第8条第1項第1号に規定する工業地域、工業専用地域

上記地域区分にかかわらず、都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区（特別工業地区）は第2種区域とし、都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区は第3種区域とします。